さいたま市水道局資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準

趣旨

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加について下記のとおり運用する。

記

１　適用する入札

建設工事の一般競争入札に適用する。

２　入札を無効とする同族企業同士の同一入札への参加

（１）入札公告日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合、発注者は該当する会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等。以下「会社等」という。）を同族企業同士と判断する。

ア　資本関係

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。

（ア）　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等。以下「子会社等」という。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等。以下「親会社等」という。）の関係にある場合

（イ）　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する場合。 ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （１）　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （２）　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （３）　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役 （４）　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ２　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ４　組合の理事 ５　その他業務を執行する者であって、１から４までに掲げる者に準ずる者

（イ）　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）　一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

（ア）　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

（イ）　上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係がある者と認められる場合

（ウ）　上記ア及びイが複合して該当すると認められる場合

（２）上記（１）の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し、上記（１）の同族企業同士が行った入札を無効とする。ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に辞退届（さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱様式第２６号）を提出し入札辞退をした者がいて開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。

（３）共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記（１）の同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を上記（１）の同族企業と見なす。

３　同族企業同士の判断方法

（１）一般競争入札（事前審査型）

ア　さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第９条に規定する書類に、「資本関係又は人的関係確認書」（以下「確認書」という。）を含める。

イ　上記アの確認書に記載された同族企業同士が同一入札に参加しているか否か発注者が確認する。

ウ　上記イの確認で同族企業同士の同一入札と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

（２）一般競争入札（事後審査型）

ア　さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第９条に規定する書類に、「資本関係又は人的関係確認書」（以下「確認書」という。）を含める。

イ　落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。

ウ　上記イで落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札候補者の確認書に記載され、かつ同一入札に参加した同族企業からも確認書の提出を求める。

エ　上記イ及びウの確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

（３）上記（１）又は（２）において発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の

全部又は一部の者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

4　確認書の変更

（1）一般競争入札（事前審査型）で確認書の提出時点で同族企業同士で無かったものが入札書提出期日の末日までに同族企業同士となった場合、その者は直ちに発注者に対し新たな確認書を提出しなければならない。

（2）上記（1）の場合、発注者は新たに提出された確認書により上記3の判断を行う。

5　確認書等への虚偽記載

（1）落札者決定後に落札者の確認書の記載内容に虚偽（以下「虚偽記載」という。）が契約締結前に判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消す。

（2）契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事着手前であれば発注者はさいたま市水道局建設工事請負基準約款第６１条の規定により契約解除の協議を行うものとする。また、工事着手後の場合は、契約相手の入札時の不正行為の有無や工事進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断する。

（3）虚偽記載があった場合、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

6　入札参加者心得との関係

（1）この運用基準の同族企業同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得第２７条第２項に抵触しないものとする。

（2）同族企業同士が同一入札に入札書を提出した後から開札までの間、同族企業の１者を残し、他の同族企業の入札辞退（さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱第３７条（入札の辞退））を目的に当該同族企業同士が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。）を開示し合うことは心得第２７条第３項に抵触するものとする。

ただし、入札価格等の開示がない場合はこの限りでない。

附　則

（適用期日）

1　この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（適用期日）

1　この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（適用期日）

１　この基準は、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この基準の施行の日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

令和　　年　　月　　日

資本関係又は人的関係確認書

（あて先）さいたま市水道事業管理者

住　　所　　さいたま市○○区○○○○
商号又は名称　　（株）○○建設
代　表　者　　代表取締役　○○　○○　　印

当社は、下記工事の入札公告日から入札期間の末日までの間に、さいたま市競争入札参加資格者名簿に、「さいたま市水道局資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準」において同族企業同士と扱いを受ける者の有無については次のとおり相違ありません。

記

１　工事名　　○○○工事
２　公告日　　令和○○年○○月○日
３　同族企業同士と扱いを受ける会社等の有無　　有　・　無　（どちらかに○印）
※「有」に○を付けた者は下記の４又は５にその内容を記載すること。

４　資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等（当社以外）

当社との関係	名称･商号	所 在 地	代表者名

５　人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社等（当社以外）

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏　名	名称･商号	所 在 地	役職

注意事項

１　上記４又は５の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
２　この確認書の記入事項に虚偽があった場合には、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。
３　入札参加者が共同企業体の場合、この確認書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。
４　さいたま市競争入札参加資格者名簿の切り替え時期に上記の判断期間が該当し、当該期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿に登載された内容により、記載すること。